

民生委員・児童委員について教えて

Q どんな人?

A 地域の方が抱える困りごとや心配ごとを聞いて、助けてくれる人や場所を紹介する「つなぎ役」です。地域から推薦され、国から委嘱されます。民生委員は、児童委員としても活動し、子どもや子育ての困りごとにも対応しています。

Q 何人いるの?

A 岐阜県内では、約4,500人が活動しています。延べ約80,600件(令和5年度)の相談・支援を行いました。

Q どんな相談ができるの?

A 生活上のさまざまな困りごとや気になることの相談が可能です。相談内容に応じて、対応可能な専門機関につなぎます。

Q 秘密は守られるの?

A 法律により秘密を守る義務があり、ご相談内容や秘密が他に漏れることはありません。

Q 連絡先がわからない場合は?

A お住まいの市町村の民生委員児童委員協議会、市町村役場の福祉担当課までご連絡ください。

お問い合わせはこちら

民生委員・児童委員に関する
お問い合わせは、お住まいの

市町村の民生委員児童委員協議会

または

市町村役場の福祉担当課

までどうぞ。

お問い合わせ先
一覧はコチラ



民生委員・児童委員の活動全般に関するこ

岐阜県民生委員児童委員協議会

☎ 058-201-1549 ☐ mj-gifu@winc.or.jp

制度及びこのリーフレットに関するこ

岐阜県健康福祉部地域福祉課

☎ 058-272-8261 ☐ c11219@pref.gifu.lg.jp

ご存知ですか?

あなたの身近な 相談相手

民生委員・児童委員



介護、子育てなど、生活上の

心配ごと、悩みごと

ひとりで抱えていませんか?
お近くの民生委員・児童委員に
お気軽にご相談ください。

岐阜県

民生委員・児童委員は地域のつなぎ役

お気軽にご相談ください。一緒に解決方法を考えたり、必要な機関につなぎます。

あなたは一人ではありません。あなたを見守っています。

